

# e-計量利用規約

## 第1条（目的）

本規約は、中外テクノス株式会社（以下「当社」という。）が提供する、一般社団法人日本 EDD 認証推進協議会（以下「JEDAC」という。）の e-計量サービス（以下「e-計量」という。）を用いて、利用者に対して電子署名およびタイムスタンプ付き PDF による計量証明書または分析報告書等を納品するサービス（以下「本サービス」という。）の利用条件を定めるものとする（e-計量の概要については、別添資料 1 および 2 のとおり。）。

## 第2条（定義）

本規約において、次の各項に定める用語は、それぞれ各項に定める意味を有する。

1. 「利用者」とは、当社所定の e-計量利用申込書により本サービスの提供の申込を行った法人、事業部門または個人をいう。
2. 「成果物」とは、当社が測定・分析・計量を実施し、利用者に納品する計量証明書または分析報告書等をいう。
3. 「電子証明書等」とは、成果物を PDF 化し、e-計量によって電子署名およびタイムスタンプが付与されたデジタル文書をいう。
4. 「紙証明書」とは、従来紙媒体で発行される計量証明書または分析報告書等をいう（紙証明書の発行の流れについては、別添資料 3 のとおり。）。

## 第3条（利用申込み）

本サービスは原則として法人または個人毎に申込みを行うものとする。ただし、単一の法人において複数の事業部門が本サービスを利用する場合は、事業部門毎に申込みを行うものとする。

## 第4条（本サービスの内容）

1. 当社は、測定・分析・計量を実施し、利用者が希望した場合、測定・分析・計量の結果を紙証明書ではなく電子証明書等を納品するサービスを提供する。
2. 利用者は、納品された電子証明書等を改ざんまたは修正せず、そのまま保存・管理するものとする。一部でも改ざんまたは修正された場合には、原本性を失い、正式な計量証明書または分析報告書等ではなくなるものとする。

## 第5条（電子証明書等の効力と取り扱い）

1. 電子証明書等は、JEDAC の「「e-計量」について」と題するウェブページ（以下のウェブページ）記載の内容を有するものとする。

<https://jedac.jp/contents/e-keiryu.html>

2. 当社は、当社が利用者に対して納品した電子証明書等自体について、本規約に定めるところに従い測定・分析・計量結果の記載事項について責任を負う。ただし、当社は、利用者が電子証明書等を印刷した場合における当該印刷物（二次文書）については、一切責任を負わない。
3. 利用者は、電子証明書等を改変することなく、閲覧・印刷・保管または転送（メール添付、サーバ等からのダウンロードおよび CD 等の電子媒体による提供を含む。）のみを目的として利用するものとする。

4. 電子証明書等を再発行する場合は、当社から利用者に対して文書やメール等で既に発行された電子証明書等の廃棄を要請し、当該電子証明書等を廃棄した旨の利用者の回答をもって再発行を行うものとする。なお、紙証明書の再発行についても同様とする。

#### 第6条（責任および免責）

1. 当社は、電子証明書等の作成および納品にあたり、JEDACの定めるe-計量の仕様・手続に従い、電子署名およびタイムスタンプの付与を行い、誠実に本サービスを実施するものとする。ただし、以下の事由によるe-計量および本サービスの中断、遅延、変更および不提供について、当社およびJEDACは一切責任を負わない。
  - (1) 天災（地震、噴火、洪水、津波および火災等）、戦争、テロ、暴動および労働争議等の不可抗力。
  - (2) 停電、通信回線の障害、コンピュータシステムのトラブル、サーバ障害、ソフトウェアの不具合、メンテナンス、保守およびアップデート。
  - (3) 第三者による不正アクセス、サイバー攻撃、ハッキングおよびウイルス感染等。
  - (4) 利用者側のインターネット環境、PC/ソフトウェア環境、電子署名検証環境などユーザー環境に起因する問題。
  - (5) 利用者が提供する申込情報（氏名、住所、メールアドレスなど）に誤りまたは変更があった場合、あるいは登録事項の届出・変更届出を怠った場合。
2. 利用者は、電子証明書等が納品された後、自らの責任でその内容および電子署名・タイムスタンプの有効性を確認し、かつ改ざん防止のため適切に保存・管理するものとする。利用者がこれを怠ったことにより生じた損害について、当社は一切責任を負わない。
3. 当社およびJEDACは、電子証明書等の利用・提出に関連して、利用者と第三者間または利用者間で紛争、損害、クレームおよび請求等が生じた場合、一切責任を負わない。利用者は自己の責任でこれを解決するものとする。
4. 万が一、当社が利用者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何を問わず、当社の負う損害賠償責任の総額は、本サービスに関して利用者が当社に支払った料金の総額を上限とする。これを超える間接損害、特別損害、逸失利益、第三者からの請求、慰謝料及び信用毀損による損害等については、一切の責任を負わないものとする。
5. 利用者による故意もしくは重大な過失、または本規約に違反する行為（例：電子証明書等の不正改変等）があった場合、当社は何らの義務も負わず、かつ利用者は当該行為に起因して当社または第三者に生じた一切の損害を賠償する責任を負う。
6. 本条の規定は、利用者が本サービスの利用を終了した後も存続するものとする。

#### 第7条（秘密保持および個人情報等の取り扱い）

1. 当社および利用者は、本サービスに関連して知り得た相手方の業務上または技術上の情報を、第三者に漏えいしてはならない。但し、次のいずれかの情報は、秘密情報に該当しないものとする。
  - (1) 開示のときに既に公知であった情報
  - (2) 開示のときに既に受領者が保有していた情報
  - (3) 開示後、受領者の責めによらず公知となった情報
  - (4) 秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
  - (5) 秘密情報の受領者が独自に開発した情報

2. 当社は、電子証明書等に含まれる個人情報や分析データ等を適切に管理し、不正アクセス、漏洩および改ざん防止のため必要な安全管理措置を講ずる。

#### 第8条（本サービスの停止・中断等）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとする。
  - (1) JEDAC のシステム保守、点検および更新等が実施される場合
  - (2) 電気通信事業者の設備障害、通信回線障害およびサーバ障害等が発生した場合
  - (3) 火災、停電、地震、洪水、津波、噴火、暴動、戦争および感染症蔓延等の不可抗力事由が発生した場合
  - (4) コンピュータウイルス、サイバー攻撃等の第三者による攻撃または不正アクセスにより本サービスの安定提供が困難となった場合
  - (5) 本サービスの運用方針、技術仕様および提供範囲等に関して JEDAC が変更を行った場合
  - (6) その他当社が本サービスの提供が困難であると合理的に判断した場合
2. 前項の停止または中断により利用者に損害が生じた場合であっても、当社および JEDAC は、一切の責任を負わない。
3. 当社は、前各項による本サービスの停止または中断が生じた場合には、利用者への報告の必要性を判断した上で、可能な範囲で速やかに利用者に通知するものとする。ただし、緊急性を要する事由がある場合、または通知が不可能な場合にはこの限りではない。

#### 第9条（利用規約の変更）

当社は、関連法令の改正、e-計量の運用方法や利用規約等の変更、本サービス内容の変更その他業務上の必要がある場合には、本規約を変更できるものとする。

1. 当社は、変更後の規約内容および効力発生日を、事前に利用者に通知するものとする。
2. 利用者が、効力発生日以降に本サービスを利用した場合、当該変更に同意したものとする。

#### 第10条（利用者による本サービスの解約）

1. 利用者は、当社所定の e-計量解約申込書の提出により、本サービスの利用を解約することができる。
2. 前項に基づく解約の効力は、当社が当該解約申込書を受理した日の属する月の末日をもって発生するものとする。
3. 本サービスの解約に伴い、既に発生済みの料金および計量証明業務等に係る費用の返金を行わない。
4. 解約後であっても、既に発行された電子証明書等およびその関連データは削除されず、保管の期間および方法は当社の定めに従うものとする。

#### 第11条（著作権その他の知的財産権）

成果物および電子証明書等に関する著作権その他の知的財産権は当社に帰属する。

#### 第12条（第三者に対する販売および配布の禁止）

利用者は、電子証明書等を第三者に販売してはならない。

#### 第13条（同意および申込）

利用者は、当社所定のe-計量利用申込書に記載のとおり申込を行い、本規約の内容を十分に理解し、同意したものとみなす。

#### 第14条（変更届）

利用者は、法人情報や申込者情報に変更が生じた場合は、当社所定のe-計量変更届出書に変更箇所を記載し、当社に提出するものとする。

#### 第15条（誠意協議）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合には、利用者と当社は、信義誠実の原則に従い、誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

#### 第16条（準拠法および裁判管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本サービスに関連して紛争が生じた場合、当社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。

以上

制定年月日：2026年3月1日

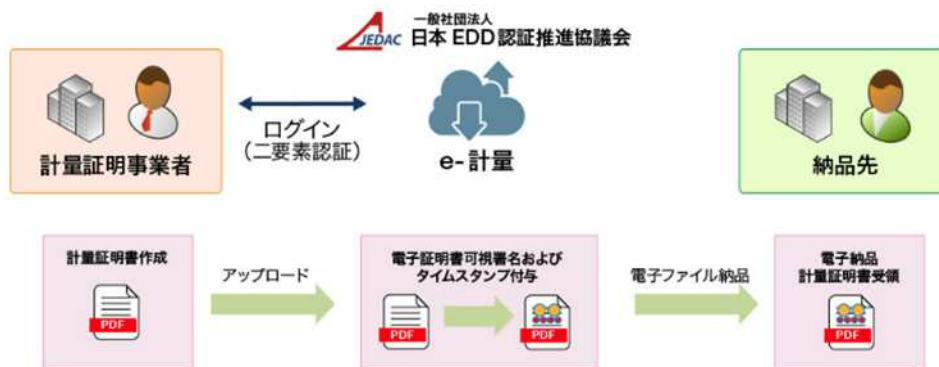
改訂年月日：2026年6月12日

## 「e-計量」について

### 「e-計量」とは

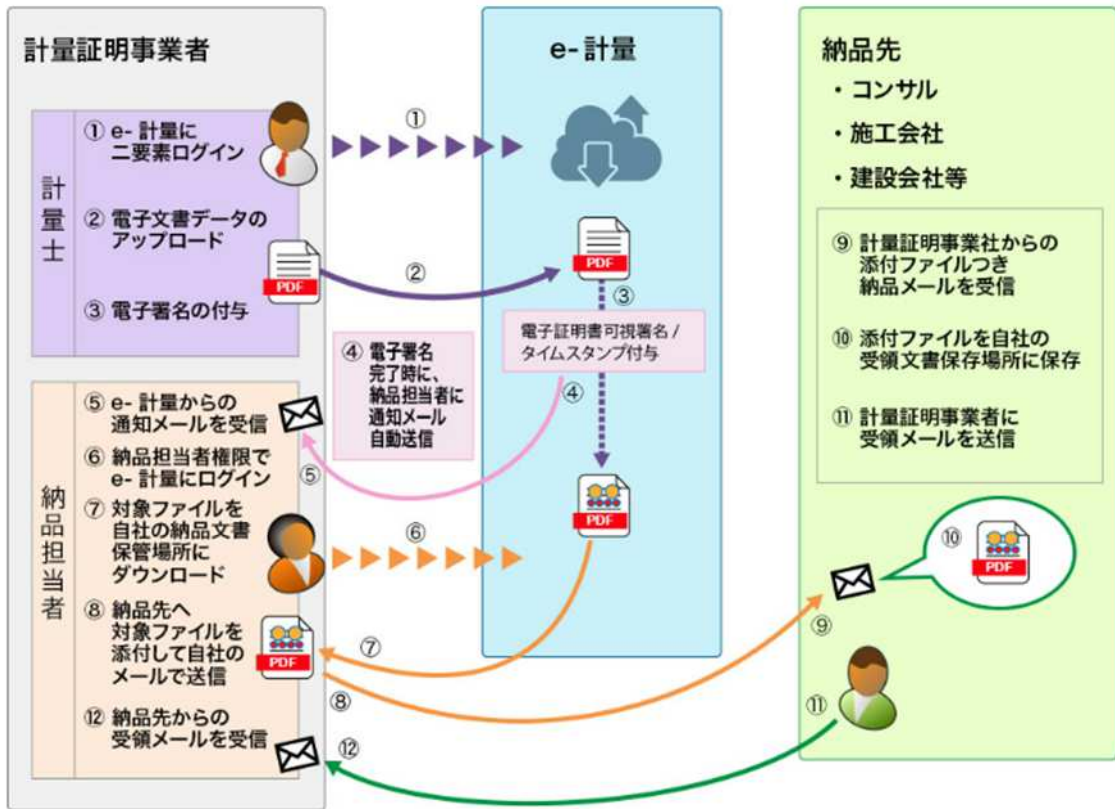
- 計量証明書やその他の分析結果報告書等の電子交付を推進するため、PDFファイルに電子署名とタイムスタンプを付与するサービスです。
- 電子署名法と計量法に加え一般社団法人日本環境測定分析協会（日環協）により作成された「計量証明事業における計量結果の電子交付のガイドライン」に適合しているサービスです。
- 「e-計量」はSalesforce社Heroku環境で開発されたクラウドサービスであり、インターネット接続可能な状態のPCがあれば、利用者は安全安心に、かつ、難しい環境設定なしに利用可能です。
- 操作の容易性や業務の効率化をコンセプトとしながらも、ログイン時には、IDとパスワードに加え、USBトークンを用いた二要素認証を使用し、セキュリティを十分に確保しています。
- 電子署名のための電子証明書は、GMOグローバルサイン株式会社のJCAN証明書（WebTrust for CA の基準に適合）です。
- JEDACはJIPDECよりJCAN証明書の発行機関として「JIPDECトラステッドサービス登録（登録番号 LR0008）」を取得しています。
- JCAN証明書は利用者個人に発行される「当事者型」の電子証明書で、実印と同等の効力を発揮します。
- 「e-計量」では電子文書の原本性を確保するため、PDFファイルにJCAN証明書で電子署名を付与し、同時にタイムスタンプも付与しています。
- タイムスタンプは、三菱電機デジタルイノベーション株式会社のタイムスタンプサービスDiaStamp（総務大臣によるタイムスタンプ認定制度 認定）です。
- 「e-計量」の開発、運用および保守業務は、システムプラザ株式会社に全面的に委託されており、情報セキュリティ等は、同社が取得済みの「ISO 27001」に準拠します。

### 「e-計量」の概要

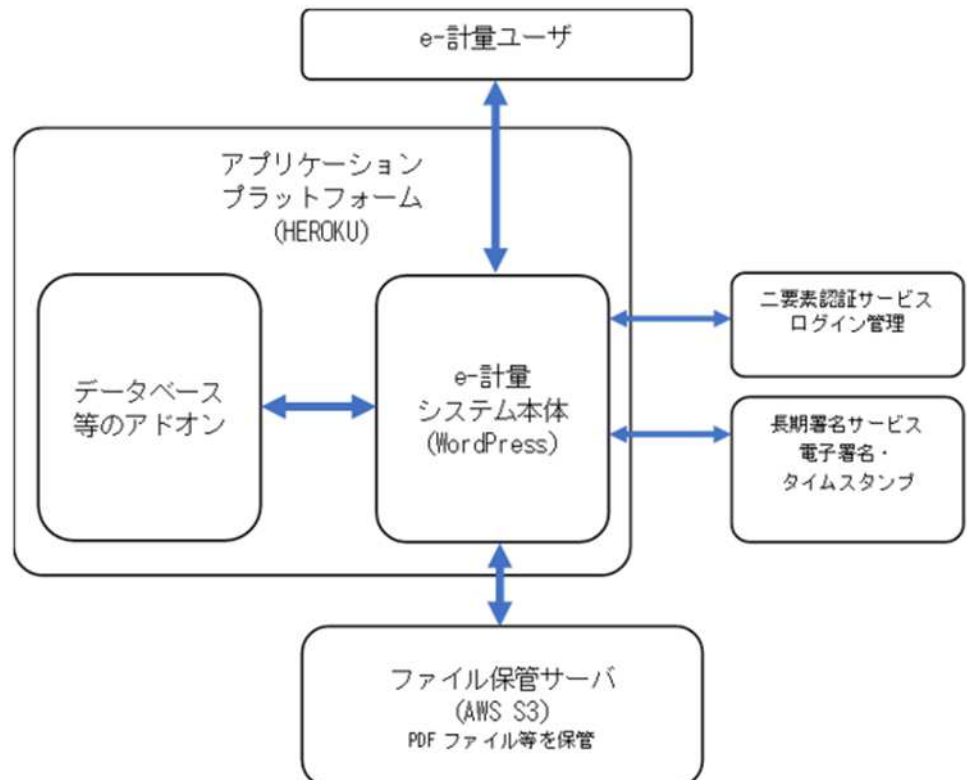


- A4縦型のPDFに対応しています。
- セキュリティ設定されたPDFには対応していません。
- サイズが10MB以上のPDFはアップロードできません。
- ファイル名に全角文字や記号は使用できません。
- PDFは一時的に「e-計量」内に保管しますが、一定期間経過後は適切に削除します。
- 「e-計量」では、計量証明書（その他、計量証明対象外の試験結果報告書等）が電子文書化されても、当面、電子文書と従来の紙文書の併行運用が想定されるため、紙に印刷した際に「e-計量」で作成された文書であることが判別できるように、電子署名（電子証明書とタイムスタンプ証明書）の付与とは別に、可視署名とJEDACロゴの透かしを画像データとしてPDFへ格納し、印刷した際にはその透かしと可視署名が印字されます。

■ 運用イメージ 1 (自社メールに添付して納品)



【e-計量システム構成概略図】



[別添資料 3]

紙証明書の発行の流れ

